

平成28年度 第9回 四国中央市農業委員会

総 会 議 事 録

四国中央市農業委員会

平成28年度第9回農業委員会総会日程表

日 時 平成28年11月25日(金) 午後 4時00分～

場 所 ホテルグランフォーレ2階 会議室

招集者 四国中央市農業委員会会長 鈴木 和夫

議 事 日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知
について

日程第3 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申
請に対する意見について

日程第4 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申
請に対する意見について

日程第5 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利
用集積計画の承認について(利用権貸借)

日程第6 諮問第1号 法定外公共財産(道・水路)の用途廃止
について

日程第7 諮問第2号 農業振興地域整備計画の変更に対する意
見について

日程第8 諮問第3号 農用地利用配分計画に対する意見につい
て

出席委員(31名)

1番	高橋 幸正	2番	藤田 紘正
3番	石川 有利	4番	星川 安徳
5番	長野 祥	6番	石川 邦彦
7番	合田 慎太郎	10番	石川 雅弘
11番	高橋 裕	12番	山川 不器雄
14番	篠原 義尚	15番	石川 武将

17番 鈴木 登雄
20番 武村 美枝子
22番 三好 忠行
24番 高橋 博
26番 深川 厚
28番 高橋 恒男
30番 辻 政春
33番 坂上 大恭
35番 齋藤 伊勢子
37番 鈴木 和夫

19番 武村 喜太郎
21番 篠永 貴
23番 妻鳥 和美
25番 高橋 寅夫
27番 鈴木 博美
29番 阿部 恒一
32番 渡邊 嘉富
34番 河村 薫
36番 高橋 祥志

欠席委員（4名）

9番 篠原 一志
18番 三宅 繁博

13番 賀田 康臣
31番 安部 忠男

出席した職員

事務局長 曾我部 和司
次長 近藤 久幸
係長 岩崎 浩樹

次長 大西 唯文
係長 岡田 昇

局 長 ご起立願います。

局 長 礼、ご着席ください。

局 長 それでは、開会にあたりまして、会長から総会招集の挨拶をお願い申し上げます。

会 長 何かとご多用のところ、総会に出席いただきまして誠にありがとうございます。あと残すところ今年1ヶ月少しとなりました。時間は容赦なく過ぎていきますが、今日は平成28年の最後の総会となります。このあと忘年会も予定をしておりますので、よろしくお願ひします。農業委員の改正の関係が、4月1日からスムーズに移行できるように、それぞれの地域で委員さんの推薦を行っていただいていると思うのですが、まだのところはなるべく早くお願ひしたいと思ひます。すでに公募の方が21日から始まっております。皆さんもそれぞれの地域の中で十分ご協議をいただいていることと思ひます。よろしくお願ひしたいと思ひます。ここ数日の間、ずいぶん新聞の中ではT P Pの話と規制改革推進会議の問題について、農業改革から農協改革に話が替わってしまったのではないかと思ひますが、3項目があるようですが改革というのは農家、農業にとって良い方向に改革してくれることが望ましいと思ひます。内容を見てみると経済界、財界のためになるような改革でないかと受け止められるのですが、これらも昨日の話の中で少しは柔らかくなったと新聞ではなっていますが、いずれにしても厳しい方向で進んでいるようです。どう見ても良い方向とは思えないのですが、委託販売から全農買取となってきますと決してプラスになるとは思いません。これはまた忘年会の中で話をしたいと思ひますが、今日は平成28年の最後の総会となります。最後までよろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長 只今の出席委員数は、31名であります。

議 長 したがいまして、農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定により、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

議 長 よって、第9回四国中央市農業委員会総会を開会いたします。

議 長 これより会議を開きます。議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

議 長 ご報告いたします。総会会議規則第3条の規定により、
9番 篠原 一志委員、 13番 賀田 康臣委員
18番 三宅 繁博委員、 31番 安部 忠男委員
より欠席届けがありましたので、ご報告いたします。

議 長 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

議 長 会議録署名委員は、総会会議規則第15条第2項の規定により
32番 渡邊 嘉富委員、 33番 坂上 大恭委員を指名いたしま
す。

議 長 日程第2、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による
通知についてを議題といたします。

議 長 報告を求めます。岡田 昇君

岡田係長 (受付番号30番～31番を議案書により報告)

議 長 以上で報告を終わりました。

議 長 日程第3、議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可
申請についてを議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。岡田 昇君

岡田係長 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請につい
てをご説明いたします。受付番号51番については、平成28年
11月18日日本人より取下願いが提出され、取下げとなりました
ので削除をお願いします。続きまして、受付番号52番、53番
の2つの案件につきましては、越智さんと宮崎さんの隣接する土

地の境界線、曲がっているところを一直線にするということで、お互いはみ出た農地を交換して利便性を図るということで申請があがってきております。越智さんの経営農地がゼロで3条申請ができるのかということですが、農地法施行令の第2条第3項3号の「その位置、面積、形状等からみてこれに隣接する農地又は採草放牧地と一体として利用しなければ利用することが困難と認められる農地又は採草放牧地につき、当該隣接する農地又は採草放牧地を現に耕作又は養畜の事業に供している者が権利を取得すること。」に該当しできるということです。受付番号54番については、賃借権で使用している農地を自作地としたいということで3条有償移転ということであがってきております。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑にはいります。委員さんの方で補足説明があれば合わせてお願いします。

議長 受付番号52番 質疑ありませんか。

委員 52番、53番について異議ありません。

議長 54番については藤田 紘正委員に関係がありますので、退席をお願いしたいと思います。

(藤田 紘正委員 退席)

議長 54番について質疑ありませんか。

高橋幸正委員 異議ありません。今回、新規就農ということではありますが、ずっと耕作してきたわけなので問題ありません。

議長 それでは、先に54番についてのみ、原案のとおり許可することに賛成の委員の拍手を求めます。

委員 拍手多数

議 長 拍手多数です。よって原案のとおり許可することに決定しました。

(藤田 紘正委員 着席)

議 長 藤田委員に報告します。全員異議なしということで決定いたしましたので、報告いたします。

議 長 ほかに質疑はありませんか。格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、原案のとおり許可することに賛成の委員の拍手を求めます。

委 員 拍手全員

議 長 拍手全員であります。よって、議案第1号は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 日程第4、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。近藤 久幸君

近藤次長 (受付番号146番～154番、議案書により説明)

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。各委員さんの方で何かありましたら補足をお願いします。

議 長 受付番号146番。

委 員 異議ありません。

議 長 147番

委員 異議ありません。

議長 148番

委員 148番、149番異議ありません。

議長 150番

委員 異議ありません。

議長 151番

委員 異議ありません。

議長 152番

委員 異議ありません。

議長 153番

河村委員 雑草が生えて保全管理ができていない土地で、太陽光発電の設置によって遊休農地の解消となりますので異議ありません。

議長 154番

齋藤委員 きれいに耕作はされていますが、三角地ということで作りにくいということでここを手放すということなので、異議ありません。

議長 ほかに質疑はありませんか。格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、原案のとおり許可することに賛成の委員の拍手を求めます。

委員 拍手全員

議長 拍手全員であります。よって、議案第2号は許可相当と認め、進達することに決しました。

議長 日程第5、議案第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（利用権貸借）を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。岡田 昇君

岡田係長 議案第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認についてをご説明いたします。受付番号160、161番につきましては、先ほどの3条申請の取消ということでそれに関係していますので、これはなかったこととなりますので削除をお願いいたします。

（受付番号162～170 議案書により説明）

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑にはいります。委員さんの付則説明があれば、合わせてお願いいたします。

議長 受付番号162番、質疑はありませんか。

委員 異議ありません。

議長 163番

委員 163番、164番異議ありません。

議長 165番

委員 165番、166番異議ありません。

議長 167番

委員 異議ありません。

議長 168番

委員 異議ありません。

議長 169番

渡邊委員 裏作でレタスを作るためにその期間だけ借りて、後は戻してまた裏作の時に借りるということです。アイレンレタス研究会の法人化の話があつて承認したと思います。

議長 去年話があつて、これは期間借地ということであります。

議長 170番については、高橋幸正委員に補足説明をお願いします。

高橋幸正委員 11月8日に新規就農ということで本人に来ていただいて、協議いたしました。新しい試みで、我々も刺激になって、良いと思います。問題ありません。

議長 新しい試みでやるということで適当であると判断したのですが皆さんの方でご意見ございませんか。

委員 会社として。

議長 法人の貸借ということになるかと思いますが、株式会社の土地所有については、兵庫県の養父市で特区でやられるようですが、今回は株式会社の貸し借りということになります。

局長 基盤強化促進法に基づく農地の貸借については、会社の定款に農業のことがうたいこまれておれば可能です。所有となると農地所有適格法人の要件を満たしていないといけませんが。

議長 全国どこでもかまんのじゃな。

渡邊委員 167番で10年の契約が出てきているが、中間管理機構を通

した方が得でないかという話を事務局でした過程があるのか。

局 長 してないですけど。使用貸借なので賃料が発生していないんですよ。

渡邊委員 この前も使用貸借の中で、中間管理機構に一旦預けて借り手ははっきりしていたので、この前の案件のように、10年の期間の申請が出たのなら、両者にメリットがあるような方法を、両者にトラブルがないのなら考えていかななくてはいけないのでは。少しでも実績を上げたほうが。

局 長 この案件については農業委員会から話をしていないようですが言われるとお利用できるものは利用していく方がいいと思いますので、今後もしこういう案件が出てきたら指導ではないですが、こういう道筋もあるということで投げかけはしていきたいと思います。中間管理機構の件について、今日一番最後の議題でもう少し前回に引き続いて説明させていただきますので、ご理解いただくようお願いいたします。

議 長 それでは他に質問がなければ採決したいと思います。

議 長 議案第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（利用権貸借）、支障がない旨の意見とすることに賛成の委員の拍手を求めます。

委 員 拍手全員

議 長 拍手全員であります。よって、議案第3号は、支障がない旨の意見とすることに決しました。

議 長 日程第6、諮問第1号 法定外公共財産（道・水路）の用途廃止についてを議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。大西 唯文君
（大西次長 受付番号19番～21番により説明）

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。

議 長 委員さんの補足説明があれば合わせてお願いします。

議 長 受付番号19番、質疑はありませんか。

委 員 異議ありません。

議 長 20番

石川有利委員 自治会長の同意書がありますが、以前はここに水利組合があったのですが、いろんな経緯があり解散したということで現在、水利組合がないんです。自治会長と隣接者の同意があるので、異議はありません。

議 長 21番

委 員 異議ありません。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

諮問第1号、法定外公共財産（道・水路）の用途廃止については、廃止しても支障がない旨の意見とすることに賛成の委員の拍手を求めます。

委 員 拍手全員

議 長 拍手全員であります。よって、諮問第1号は、廃止しても支障がない旨の意見とすることに決しました。

議 長 日程第7、諮問第2号 農業振興地域整備計画の変更に対する意見についてを議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。近藤 久幸君。
(近藤次長 受付番号9番により説明)

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。

議 長 委員さんの補足説明があれば合わせてお願いします。

議 長 受付番号9番、質疑はありませんか。

委 員 異議ありません。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

諮問第2号、農業振興地域整備計画の変更に対する意見については、変更しても支障がない旨の意見とすることに賛成の委員の拍手を求めます。

委 員 拍手全員

議 長 拍手全員であります。よって、諮問第2号は、変更しても支障がない旨の意見とすることに決しました。

議 長 日程第8、諮問第3号 農用地利用配分計画に対する意見についてを議題といたします。

議 長 これは前回出ておりました農地中間管理機構に関連するものです。それでは局長の方から説明をお願いします。

局 長 お手元に横で3枚綴りのものが配布されていると思います。これをご覧いただきたいと思います。一番最初の分について、内容といたしましては、農地利用配分計画案ということになります。状況といたしましては、今年11月4日総会において農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定について議決をいただきました。

この公告を市の方から11月17日に終えたところであります。本来であれば四国中央市から農林漁業振興機構に中間管理権取得の報告を行い、これを受けた機構が四国中央市に対して、農地利用配分計画の案の提出を要請することになります。しかしながら、四国中央市からえひめ農林漁業振興機構、中間管理機構のことで、に対して中間管理権取得の報告と農地利用配分計画の案の提出を同時に行うことが認められております。要するに前回の議決と合わせてこの案を提出することが法的に認められているということになっております。今回は中間管理機構から農地利用配分計画案作成の要請を受ける前に、今日の総会において配分計画案の意見を求めるものです。前回、配分案が出ていなかったため、案に対する意見を今回諮問させていただくこととあります。今後は2回の総会にまたがったものを1回にまとめるということで、まず市の方で借入登録をして中間管理機構へ報告し、借入決定がされたものについて、市が農地利用集積計画と配分計画案を同時に作成します。同時に作成したものを農業委員会の方に貸付に対する決定を求めて、その決定があることによって同時に配分計画の意見をつけると、1回の総会で2つのプロセスをしてしまうという流れにさせていただきたいということとあります。これを受けて1つは決定の答申、それと意見書という形で市の方へ送ると市は公告をするのと同時に配分計画案をそのまま中間管理機構へ提出して中間管理機構が決定の後、県の方に認可申請をするという流れで、今回はその流れの内の配分計画案が総会2回にまたがったということで今日諮問をお願いしている状況となっているものであります。

渡邊委員 普通にして日数的にどのくらいかかるのか。

岡田係長 借り手にいくまでに3ヶ月かかります。

渡邊委員 3ヶ月でないと管理できないとなったら。

岡田係長 これは借り手が決まっているということで、借り手の方がその3ヶ月間、今までどおり管理できるということです。

局長 借り人が決まっていなくて中間管理機構は受けないということ

がそもそもこの制度のおかしいところで、現実には借り人が決ま
っていない場合は1回議決を受けて配分計画を作ったことによっ
て意見書をつけてその配分計画により借り人を決めるというのが
普通の流れです。ただ借り人が決まっているのでそこをつめると
いうだけの話で。

渡邊委員 中間管理機構が借り人が決まっていない農地を誰か作ってあげ
ませんかと探すわけではないのだろ。

局 長 ただ中間管理機構は法律的に借り人が決まっていなかったら、
借りませんとは書いていないんですよ。

議 長 農地中間管理機構について他に質問はございませんか。

議 長 それでは諮問第3号 農用地利用配分計画に対する意見につい
ておはかりしたいと思います。意見書についてご承認していただ
ける方は拍手をお願いしたいと思います。

委 員 拍手全員

議 長 拍手全員であります。よって、諮問第3号は、承認することと
決定いたしました。

議 長 以上をもって、本日の日程並びに本総会に付議された案件は
すべて終了いたしました。

議 長 これより、その他の協議にはいりません。委員の皆さんから、何
かご意見等がありましたらお願いします。

局 長 事務報告

議 長 長時間にわたりまして審議いただき、誠にありがとうございます
でした。これをもちまして、第9回四国中央市農業委員会総会を閉
会いたします。ご協力、ありがとうございました。

局 長 ご起立願います。

局 長 礼、お疲れ様でした。

閉会時間（17：00）

上記決議を明確にするため、この議事録を作成し署名委員がこれに署名する。

署 名 人

四国中央市農業委員会

議 長 鈴木和夫

委 員 坂 上大恭

委 員 渡 辺 嘉 富